

# 「社会安全学研究」

---

規程類

# 『社会安全学研究』の発刊に関する規程

平成22年11月20日

関西大学 社会安全学部・大学院社会安全研究科

## 第1条（目的、名称及び発行）

本学 社会安全学部及び大学院社会安全研究科（以下「本学部・研究科」という。）は、社会安全学に関する研究成果の発表、及び研究活動の報告を目的として、『社会安全学研究 Safety Science Review』（以下「本誌」という。）を発刊する。

## 第2条（発行）

本誌は原則として毎年1回3月に発行する。発行者は関西大学社会安全学部編集委員会委員長とし、編集委員会委員名、及び査読者名をまとめて奥付に記載する。

## 第3条（構成）

1. 本誌は、以下の三部により構成する。

(1) 研究論文・研究資料等、研究ノート等

未公開の研究論文・研究資料、研究ノート、その他の研究成果について編集委員会が掲載を認めたものを掲載する。研究論文・研究資料等は査読を行い、研究ノート等は査読を行わない。

(2) 研究業績

当該年度における著書、論文、学会・研究会報告（学術的な報告に限る）、社会的活動などの記録を掲載する。

(3) 修士論文題名一覧、および博士学位論文の要旨及び審査結果の概要

本学大学院社会安全研究科から修士号又は博士号を授与された論文について、修士論文はその題名一覧を、また博士論文は要旨及び審査結果概要を掲載する。

2. 編集委員会は、本誌の執筆要領および募集要項を別途定める。

## 第4条（投稿資格）

投稿原稿の種類ごとに、投稿資格を以下のとおり設ける。

(1) 研究論文・研究資料、研究ノート等

①本学部・研究科に在籍する専任教員。ただし特任、及び非常勤教員を除く。

②本学大学院社会安全研究科 博士前期又は後期課程に在籍する大学院生。

③①の者が執筆者に含まれている場合、本学部・研究科外の研究者との共著、または共同執筆論文の掲載を認める。

④その他、編集委員会が投稿を認めた者

(2) 研究業績

①本学部・研究科の専任教員は原則として全員掲載する。

- ②その他、編集委員会が投稿を認めた者
- (3) 博士学位論文の要旨及び審査結果の概要、修士論文題名一覧  
本学大学院社会安全研究科より修士号、または博士号を付与された者。

#### 第5条（掲載手続）

編集委員会は研究論文・研究資料等、研究ノート等を随時受付ける。受付けた研究論文・研究資料等は査読が完了し、編集委員会の審議を経て掲載が承認されたものについては、受付日と掲載決定日を明記の上、本学部・研究科のウェブサイトに掲載する。本誌は、前掲の手続きを経た研究論文・研究資料等を掲載する。なお研究ノート等は査読を行わず、編集委員の掲載審査を行う。

#### 第6条（編集委員会）

本誌を編集するため、編集委員会を設置する。

- (1) 編集委員は本学部・研究科の専任教員の中から候補者を選定し、本学部・研究科の教授会が承認する。編集委員会委員長は編集委員の互選により決定する。
- (2) 編集委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- (3) 編集委員の任期は2年とする。

#### 第7条（編集委員会の業務及び審議事項）

- 1. 編集委員会は、募集要項及び執筆要領を公開し、研究成果の投稿を募集する。
- 2. 編集委員会は、以下の事項を審議し決議する。ただし重要な議案は、本学部・研究科の教授会に付議し決議する。
  - (1) 本誌編集・発刊に関する諸規程及び募集要綱、その他ルール
  - (2) 査読を要する研究論文・研究資料については査読者の選定
  - (3) 掲載論文の選定
  - (4) 投稿原稿及び査読結果報告書の管理、並びに学外からの査読結果報告書等の開示その他の求めについての審査
  - (5) その他、本誌の編集および発刊に必要な事項

#### 第8条（附則）

- 1. 本規程の制定改廃は編集委員会がこれを行う。
- 2. 本規程は、平成22年11月24日より発効する。

# 『社会安全学研究』 原稿募集要項

平成 27 年 7 月 8 日 現在  
編集委員会

毎年 3 月末日発刊予定の『社会安全学研究』（以下「本誌」といいます。）に掲載する論考，研究論文・研究資料等，研究ノート等を以下のとおり随時募集します。

- (1) 募集原稿
  - ① 研究論文，研究資料等（査読付き）
  - ② 研究ノート等（査読なし）
- (2) 執筆要領 別紙「執筆要領」参照
- (3) 募集期間 編集委員会にて随時受け付けます。ただし本誌に掲載するための原稿提出締切は、当該年度の 11 月末です。
- (4) 提出先 ミューズオフィス
- (5) 投稿の手順
  - ① 原稿はパソコン等で作成し，WORD の原稿データと PDF の原稿データを提出してください。
  - ② 投稿原稿は，編集委員会による審査（研究論文・研究資料等については，編集委員会が選任した査読者による査読）を行います。
  - ③ 審査結果，または査読結果に基づく修正等を行った最終原稿を再提出して頂きます。ワード等の文書作成ソフトによる原稿データ，および本学部ウェブサイトへの掲載用の PDF データの両方を提出してください。
- (6) 掲載にあたっての留意
  - ① 掲載された論文等の転載は，紀要委員会の承認を得てください。
  - ② 「研究論文・研究資料等」「研究ノート等」は，1 篇につき抜刷 30 部を，著者（複数の場合は第一筆者）に無料で進呈します。30 部を超える部数をご希望の場合は，実費を負担して頂きます。
- (7) 研究業績について  
本学部・研究科の専任教員は全員，本年度における著書，論文，学会・研究会報告（学術的な報告に限る），社会的活動などの記録を本誌に掲載します。別途，編集委員会がフォーマットを指定し，投稿資格保有者に執筆依頼を致しますので，当該年度の 12 月末までにミューズオフィスへご提出ください。

以 上

## 『社会安全学研究』 執筆要領

編集委員会

「『社会安全学研究』の発刊に関する規程」第3条第2項及び第7条第1項に基づく、『社会安全研究』（以下「本誌」といいます。）の執筆要領は以下のとおりです。

### (1) 研究成果の分類と字数

#### ① 学術論文, 研究資料など

独創的な研究成果をまとめた学術論文, または新規性・資料性のある研究資料. 図表を含めて和文24000字, 欧文10000Wordを目安とし, アブストラクトは欧文250Word以内とします. これらは査読を行います.

#### ② 研究ノートなど

独創的な研究成果で, 速報性を重視した比較的短いもの. 和文18000字, 欧文7500Wordを目安とし, アブストラクトは欧文250Word以内とします. これらは査読を行いません.

### (2) 構成

「学術論文, 研究資料など」, 「研究ノートなど」共通

① 原稿はA4判, 横書きとし, 1頁あたり36行で作成してください.

② タイトル, 執筆者名及び所属は, 和文・欧文を併記します. 副題をつける場合は, 主題の下に和文・欧文の両方で記述します.

③ 本文は, 和文又は欧文のどちらかで記述します. 本文は二段組とし, 和文の場合は1行20字, 欧文の場合は1行40文字, 文字は10.5ポイントで作成してください.

④ 脚注は原則として本文の最後にまとめます. 本文中の当該箇所右肩に1), 2) などと通し番号を付して, 本文の最後にまとめて番号を付して記述してください.

⑤ 章・節などの表示形式, 脚注番号の表示形式, 参考文献の表記及び本文中での引用形式は, 原則として平成23年2月8日付「『社会安全学研究』表記ルール」を使用してください.

⑥ 論文タイトルの下に, アブストラクト, キーワードを記述します. 欧文で記述し, 一段組み1行80文字, 文字は10.5ポイントで作成してください.

### (3) 原稿の校正

① 完成原稿を提出してください. 提出後の内容の変更はできません.

② 著者校正は1回限りとします. 校正での大幅な修正はできません. また校正原稿提出後の修正は一切できません.

③ 校正原稿の戻し日を厳守してください.

以 上

# 『社会安全学研究』 表記ルール

平成 23 年 2 月 8 日 編集委員会

本紀要における表記・引用ルールを以下のとおりとする。

## 1. 文体, 句読点, ピリオドについて

- 邦語の文体は「である」体を用い, 文化庁「公用文の書き表し方の基準」に準拠する。英数文字は基本的に半角で表記する。
- 邦語・英語, 本文・脚注ともに「,」「.」を使用する。

## 2. 執筆の形式

### (1) 項目番号の表示について

同一論文内は通し項番とし, 次の順番で項番を付す。

1. 2. 3. …… 1.1 1.2 1.3 …… (1) (2) (3) ……

### (2) 図・表について

図・表は, それぞれ図 1, 図 2, 又は表 1, 表 2 のように通し番号をつけ, その後に図題又は表題を記載し, 図の場合は下に, 表場合は上に記載する。

### (3) 脚注について

同一論文内は通し注とし, 本文中の当該箇所右肩に 1), 2) などと番号を付して, 論文末尾に次のようにまとめて記載する。本文割注は採用しない。

注

(1) ……

(2) ……

### (4) 参考文献について

参考文献は文中においては [1], [2] と記載し, 次のような形式でまとめて論文末尾の注の後に記載する。

参考文献

[1] ……

[2] ……

### (5) 文献・URL の引用方法について

#### ①学会誌・専門雑誌論文の場合

- 執筆者名 (刊行年). 論文表題. 雑誌名, 巻, 頁. (頁は, 最初と最後の頁を記載)

例 (邦):

(著者名) (刊行年) (論文表題) (雑誌名) (ページ)  
山口厚(1986). 企業秘密の保護 ジュリスト 852 号 pp.48-51.

↑ ↑ ↑ ↑ ↑  
半角( ) ピリオド スペース ピリオド

例（欧）：

(著者名) (刊行年) (論文表題) (雑誌名) (ページ)  
 Samuel W. Warren & Louis D. Brandeis (1890). *The Right to Privacy*. 4 Harv. L. Rev. 193, pp. 27-35.

半角( )      ピリオド      論文題名は斜体      ピリオド      カンマ      ピリオド

②単行本・単著の場合

- 単著：著者名（出版年）． 著書名． 出版社名， 版表示， 頁．
  - 共著：著者名（出版年）． 論文表題． 編著者名， 全員の著者名， 書名， 出版社， 頁．
- ※共著の場合は，原則として「全員の著者名」を記載するが，共著者が多い場合は，「……著者名……その他〇名」と記載しても良い．

例（邦）：

(著者名) (出版年) (著書題名) (出版社) (ページ)  
 堀部政男(1980)． 現代のプライバシー 岩波書店 pp.55-56.

半角( )      ピリオド           スペース           ピリオド

例（欧）：

(著者名) (出版年) (著書題名) (出版社) (ページ)  
 Gibson, E. J. (1969). *Principles of perceptual learning and development*. Appleton-Century-Crofts, pp.198-202.

半角( )      ピリオド      著書題名は斜体           ピリオド      カンマ      ピリオド

③ URL の引用

例（邦）：<http://www.daiichihoki.co.jp/index.htm>（2010年4月1日確認）

例（欧）：<http://www.daiichihoki.co.jp/index.htm>（last visited Apr. 1, 2010）

3. 略語について

略語については，各学問分野の公式なルールに基づき表記し，必要に応じ説明を加える．

例：ECCS（emergency core cooling system），LOCA（冷却材喪失事故）

4. その他

本書に記載のないルールで，新たに『社会安全学研究』の執筆ルールとすべきものは，編集委員会において議論し，本書に付加する．

# 『社会安全学研究』掲載論文審査規程

平成 23 年 1 月 9 日 編集委員会

## 第 1 条（目的）

本規程は、平成 22 年 11 月 20 日付「『社会安全学研究』の発刊に関する規程」（以下「原規程」という。）に基づき、『社会安全学研究』（以下「本紀要」という。）への掲載を希望する論文等の査読、審査及び選定に関する基本的なルールを規定する。

## 第 2 条（論文審査基準）

1. 編集委員会は、本紀要への掲載を希望する論文等（以下「論文等」という。）について、1つの論文に対して編集委員の中から担当者を 1 名選定し（以下「担当編集委員」という。）、その論文の掲載の適否を判断する。
2. 担当編集委員は、以下に掲げる事項を総合的に考慮し、担当する論文等の本紀要への掲載の適否を判断する。
  - (1) 社会安全学に関するテーマであること
  - (2) 「『社会安全学研究』執筆要領」、及び「『社会安全学研究』表記ルール」に合致しており、学術論文としての形式を具備していること
  - (3) 以下の掲げる観点から、学術論文としてその内容が適切であること。
    - ①論文の独自性・新規性・将来性
    - ②論文題名と論文内容の整合性
    - ③問題意識・論旨・論拠・結論の明確性と適切性
    - ④論文構成のバランス
    - ⑤専門用語の適切性
    - ⑥図表・脚注・注記・参考文献の表記の正確性と適切性
    - ⑦論拠となるデータ、引用文献等の信頼性と適切性
    - ⑧その他、編集委員会が査読項目として適切であると判断する項目
  - (4) 著作権などの知的財産権、プライバシーの権利、営業秘密その他第三者の権利の侵害、又は法令への違反がないこと。

## 第 3 条（査読の依頼）

1. 担当編集委員は、原規程に基づき、査読が必要な論文等に関し、学内外の複数名の査読者を指名し、審査を委任する。
2. 査読者は、前条の規定に基づき、その専門的見地から当該論文等に関する審査を行い、「Accept」、「Accept with minor change」、「Accept with major change」、「Reject」の 4 つの評価から 1 つを選定し、問題点・疑問点・修正箇所の指摘とその理由、及び編集委員会へのコメントを記載した「査読結果報告書」を編集委員会に提出する。

3. 担当編集委員は、提出された「査読結果報告書」を審議し、その結果と内容が適正であると判断した場合、次の手続きにより掲載の適否を判断する。

(1) 「Accept」の場合

担当編集委員は、本紀要への掲載を許可する。

(2) 「Accept with minor change」の場合

担当編集委員は、執筆者に対して問題点・疑問点・修正箇所の指摘とその理由を通知し、必要な訂正の指示を行う。執筆者が指定した期日までに、通知に基づき訂正した論文等を再提出した場合は、担当編集委員により本紀要への掲載を許可する。

(3) 「Accept with major change」の場合

担当編集委員は、執筆者に対して問題点・疑問点・修正箇所の指摘とその理由を通知し、必要な訂正の指示を行う。執筆者が指定した期日までに、通知に基づき訂正した論文等を再提出した場合は、査読者による再度の審査を行う。担当編集委員は、査読者による再審査の結果を尊重し、本紀要への掲載の適否を判断する。

(4) 「Reject」の場合

担当編集委員は、当該論文を掲載しない決定を行う。この場合、編集委員会は執筆者に対して、掲載しない旨と査読者のコメントを通知する。

#### 第4条（掲載手続）

編集委員会は、担当編集委員による本紀要への掲載の適否の判断をとりまとめ、掲載が承認された論文等については、受付日と掲載決定日を明記の上、掲載を行う。

#### 第5条（事務局）

本規程の運営に関する事務は、高槻ミューズオフィスがこれを行う。

#### 第6条（附則）

1. 本規程の制定改廃は編集委員会がこれを行う。
2. 本規程は、平成23年1月12日より発効する。